

依然として幾多のあい路があるので、今後の大きな努力と研究に待つところが甚だ多いのであるが、昭和三十年年度以降必要な予算の裏付けを望めない現状では、可能な予算のもとに後出の如き努力目標を掲げて、県立図書館の性格と使命に微力をいたしてきた次第である。

次に新しい図書館の在り方を規定した「図書館法」第三条「図書館奉仕」の条文を掲げる。

(図書館法抜萃)

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、さらに学校教育を援助し得るよう留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一、郷土資料、地方行政資料、美術品レコード、フィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二、図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三、図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようすること。

四、他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に付属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六、読書会、研究会、鑑賞会、映画会資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

七、時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八、学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

一、努力目標

1 県立図書館庁舎の建築

福島県立図書館は明治四十二年の木造建築にかかわる元物産陳列館を転用したもので、もともと図書館建築としては、極めて不向きな建物であったばかりでなく、近來は何れにも増して老朽の度が急進し、人命にも危険を感じるようになったので、昭和二十九年秋県庁舎の改築が完成し、県議会議事堂もこの中に吸収されたので、その跡・同年十二月図書館を移転させ、新館舎完成までこの旧議事堂庁舎を図書館の仮館舎と定めた。

しかし、この木造の建物も明治中期に建設されたもので、その老朽度にはたつてはむしろ前者以上であり、その上この旧議事堂内には、図書館のほかに県立病院の病室も雑居しており、ために仮館舎とはいえず、図書館事業の運営上、管理上遺憾の点が多岐にわたる。特にこれら密接区域より不測の火災でも起きた場合には、図書館のすべてが一瞬にして類焼の

厄に遇うことは必定である。即ち一日も早く新館舎を建設して、図書館法第三条に示すような図書館奉仕を行い、広く社会文化の向上に貢献せねばならない。

2 県立図書館としての使命の適正化

県立図書館の一つの大きな使命は、単なる公共の通俗図書館であるばかりでなく、県内唯一の公共的参考図書館として広く深く図書館資料の積極的収集保存を図らねばならない。換言すれば県営の所謂文化財の総合的収集保存センターでなければならぬ。

3 県内全地域に対する図書館奉仕

県立図書館が県費運営の公共図書館である限り、県内全域に図書館サービスを及ぼすべきは当然であるので

- (1) 分館及び貸出文庫の充実
- (2) 自動車文庫の充実を図る

自動車による移動図書館の性格と使命

本が読みたいとも、時間がなくて読むことのできない人がある。また書物がみただけだけでは購入することはできず、近くに図書館がなくてみる事ができない人もある。

さらにまた、読もうと思えば時間もあり購読することもできるのだが、読もうとする意欲をもたず、読書がある特殊な階層の人々のすることと考えている人も

ある。学校にいる間は本を読んだけれども、卒業とともに書物から離れてしまつて、それからはどうも読書に抵抗を感じるといふ人もいる。これらの本を読まない人々を図書館では不読書大衆と呼んでいるのである。

図書館が資料を保管して、一部の利用したいものにだけそれを提供する旧い保存を中心とした図書館であれば、これらの不読書大衆は、図書館とは無縁の大衆として問題とはされなかつたのであるけれども、新しい近代的図書館では保存よりも利用が中心となり、資料は一般大衆に利用されなければならない。公共図書館が図書館法により入館無料とされておること、それぞれの図書館が極めて開放的な計画のもとに入り易く利用し易く運営されているのも、このような新しい図書館理念のあらわれである。

しかし、いかに図書館が便利に利用することができるように計画されており、いかに図書資料が利用し易いように整理保存せられていても、距離的にどうしても本館へ来てこれを利用することのできない人々が沢山ある。不読書大衆の中には、この距離をなくしたり、書物が手に入りさえすれば読者になる人々が潜在する。これらの潜在する読者に、読書の便宜と機会を提供し、さらに不読書大衆を開拓するために、県立図書館は県費運営の図書館であるので、県民の方々にサービスを行うために自動車による移動図書館が活動しているのである。